

令和8年度 みなべ町における農業支援策

8. 経営継承

事業目的	事業名	概要	主な対象者	補助率	問い合わせ先
①経営移譲を受けた経営を発展させたい	経営継承応援事業	親の農業経営を継承される方、新たに農業経営を開始される方に対し、資金を50万円交付します。 (経営開始資金、経営発展支援事業との併用不可)	認定新規就農者 (経営開始時60歳以下)	定額50万円	みなべ町役場産業課(事務局) 0739-72-1337 日高振興局農業水産振興課 0738-24-2926
	スタートアップ支援 (JA単独)	農業経営開始にかかる費用の一部を助成 ※経営継承応援事業と併用可 (新規就農者育成総合対策との併用不可)	R7.1.1～R7.12.31までに経営を開始した経営開始時の年齢が49歳以下の者	上限30万円	JAわかやま営農販売センター 0739-72-1174
	ステップアップ支援 (JA独自)	規模拡大・新品目導入に必要な農業用機械や施設等の導入費用の一部を助成	経営開始3年目～10年以内の、親元就農し、農業経営を開始した後継者又は新規参入者 (申請時点の年齢が49歳以下の者)	上限150万円 1/2以内	JAわかやま営農販売センター 0739-72-1174
	経営継承・発展等支援事業	令和6年1月1日以降に中心経営体等から経営を継承した後継者が、継承した経営を発展させるための取組に必要な経費を補助します。	中心経営体等である先代事業者から主宰権の移譲を受けた個人又は法人	最大100万円 (国:1/2以内 町:1/2以内)	みなべ町産業課 0739-72-1337
②様々なリスクから農業経営を守りたい	定着化支援 (JA独自)	農業経営を開始し、令和7年度に収入保険制度へ新規加入する際の保険料の一部を助成	農家子弟・新規参入者 R7年度に収入保険に新規加入する、加入時の年齢が49歳	上限10万円 保険料(掛捨分)、 付加保険料(事務費)の1/2 以内	JAわかやま営農販売センター 0739-72-1174